

## 日本の輸出管理のやり方に学ぶべきこと

ジェイソン・プリンス  
スティーブン・ペラック

Read this article in English [here](#).

日本は、その平和主義的な憲法のために、自衛隊の海外での軍事介入は制限されているが、世界の平和と安全のために「輸出管理」の分野では指導的役割を果たしてきたと言えるだろう。ここ 30 年近く、アジア太平洋地域の中で、日本政府は、諸外国やテロ組織が、軍用、あるいは軍民両用の製品や技術を手に入れることを防ぐ法的制度を強固なものにしてきた。

2016 年 2 月 23 日から 26 日、経済産業省 (METI)、外務省 (MOFA)、東京に拠点を置く安全保障貿易管理センター (CISTEC) の三者が、『第 23 回アジア輸出管理セミナー』を共催したことから、輸出規制の舞台で日本が現在指導的役割を果たしていることは明らかであろう。

このアジア輸出管理セミナーは、招待された者のみが参加できるイベントであったが、中国、韓国、台湾を含むおよそ 20 のアジア諸国・行政地域、アメリカ合衆国、欧州連合、オーストラリア、トルコ、アラブ首長国連邦、メキシコ、ワッセナー・アレンジメント、国連安保理 1540 委員会、世界税関機構から 120 人を超える代表が集まった。そして、このセミナーの参加者のほとんどは、それぞれの国の輸出管理機関の政府高官であった。

2016 年 1 月の北朝鮮の核実験と 2 月の長距離ロケット発射実験のため、今年のアジア輸出管理セミナーには緊迫感が漂っていた。実際、アジアや他の国が、軍用あるいは軍民両用の軍事用品や技術を安全に守るために一丸となって努力をすべき理由として、北朝鮮の動きを挙げた発表者やパネルディスカッションの参加者も何人かいた。

具体例を挙げると、2009 年に北朝鮮への制裁についての国際連合安全保障決議 1874 に基づき設立された専門委員会の 3 人は、北朝鮮が最近、仲介会社、ペーパーカンパニー、積荷目録書の偽造、偽名、船舶輸送の偽造などのネットワークを、無人航空機、ミサイル運搬用車両 (航空機)、大量破壊兵器を手に入れるために利用したことを発表した。

ここでは、日本の輸出管理の概要と、アジア太平洋地域における平和と安全確保における日本の輸出管理の役割について述べる。特に、輸出を規制するために日本が輸出者に書類の作成・提出と経済産業省への登録を奨励する『輸出管理内部規程』の執行方法に焦点を当てている。そして、アメリカの企業や政府などが、日本の『輸出管理内部規定』から学ぶべきことを最後に挙げる。

## 日本の輸出管理の概要

1949年、連合国の占領下で、日本政府は、『外国為替及び外国貿易管理法』を制定した。その法律は、現在でも輸出規制法の基本として使われている。同時に、日本は、日本の輸出規制を管理する経済産業省も設立。そして、3年後の1952年、アメリカと西洋諸国がソビエト連邦に対し軍事的優勢を保つために設立した『対共産圏輸出統制委員会』に日本も加盟することになる。

しかし、1987年まで、輸出管理が日本政府の主な焦点になることはなかった。1982年から1984年の間に日本の東芝機械とノルウエーのコングスベルグ社がソ連にフライス盤、数値制御コンピュータ、及びソフトウェアを輸出したことをアメリカが明らかにしたのが1987年であった。この時違法輸出されたものが、ソ連の潜水艦のプロペラ音を減少させ探知されることを困難にしたため、この事件はアメリカと同盟国の一般大衆の怒りをかった。

この東芝機械コム違反事件に対処して、日本政府は、1987年、『外国為替及び外国貿易法』の抜本的な改定を行った。その修正条項によって、輸出管理規定の法律に違反した場合の罰則が強化され、罰金は増額、日本企業に基準を満たした輸出管理内部規定書を作成することが奨励されることになった。

それから2年後の1989年、日本政府と産業界の協力のもと、輸出管理の分野での政府、産業界、学会の間の橋渡しをするための民間の非営利総合推進機関である『安全保障貿易管理センター』（CISTEC）が創設された。

日本は、何年もかけて、『外国為替及び外国貿易法』だけでなく、政令、省令・告示、通達など多岐にわたる分野を含む複雑な安全保障輸出法令を作り上げてきた。

日本は現在、現存するすべての国際輸出管理レジームに加盟しており、そのため日本の輸出管理の基本項目にはアメリカや諸外国のそれに従い、輸出規制品目分類番号、規制対象品目リスト、許可、許可の免除、仲介貿易規制、積替規制、深刻な懸念国（現在、イラン、北朝鮮、イラク、ロシア）に対する特別な規制、規制に従わなかった場合の罰則や罰金などがある。

2014年4月安倍総理が『武器輸出三原則等』を廃止したが、これは、日本の輸出規制に関する最近のもっとも特筆すべき出来事である。1967年に制定、1976年に補足追加されたこの指標は、日本の同盟国にでさえ日本企業が防衛機器の輸出及び技術提供を基本的に禁じるものであった。

アジア太平洋地域における中国と北朝鮮の軍事的プレゼンスの増大に対抗するため、安倍内閣は、第二次世界大戦後の日本の自衛隊の関与の制限を緩めた。それによって、安倍内閣のもとで制定された『防衛装備移転三原則』のもとで、世界平和に貢献し日本の安全のために役立つと思われる 11 の特定の条件下においては防衛装備品の輸出及び技術提供が許されるようになったのである。

## 日本の『輸出管理内部規程』

前述のように、1987 年以降の日本の輸出管理の基本は、企業に『輸出管理内部規程』を遵守させることである。日本の法律は、日本企業に輸出管理内部規程書を作成し、経済産業省に提出することを単に奨励しているにすぎない。

しかし、2010 年 4 月に経済産業省が新しい『輸出者等遵守基準』の適用を発足させ、輸出管理内部規程書の作成・提出の法的義務化に一步近づいたと言える。この『輸出者等遵守基準』のもとで、規制された商品や技術の輸出者は、それが個人であれ、企業であれ、大学であれ、少なくとも以下の事項に関して、輸出管理内部規程書の作成が法的に義務づけられることになった。

### 1. 管理体制：

それぞれの権限と責任、そして最高責任者を明記すること。

### 2. 管理方法：

製品の分類、取引審査（顧客とその用途の確認）、出荷管理（たとえば、製品が出荷書類に書かれたものと一致しているか、など）を明記すること。

### 3. 維持管理

内部監査、適切な社員のトレーニング、適切な記録、違反した場合の経済産業省への迅速な報告、改善策の適用などを通して、輸出規制の基準にあっているかを常にモニターすること。

日本の法律に類似している『輸出者等遵守基準』のこの三つの要素自体は、輸出者の輸出管理内部規程書の中に明記するように長い間奨励はされてきたのである。輸出者が輸出管理法令を遵守しているかを確認するための最善の方法は、輸出管理内部規定書を作成し、それを経済産業省に提出し、監査を受けることだと言える。

提出した輸出管理内部規定書が基準に合っていれば、経済産業省によって登録され、登録された輸出者は、経済産業省の HP に経済産業省に承認された輸出者として名前を公表するかどうか選択できる。CISTECによると、現時点でおよそ 1500 の輸出管理内部規定書が登録され、600 の企業が経済産業省の HP に自分たちの企業名を掲載することを選択している。

毎年、登録された輸出者は全員、『輸出者等概要自己管理チェックリスト』を受け取り、『輸出管理内部規程』の確実な実施がなされているかどうかの40ほどの質問に答え、それを経済産業省に提出する。

輸出管理内部規程書が登録され、毎年チェックリストを経済産業省に提出している輸出者だけが、継続して複数の規制された製品を効率的に輸出するための「特別一般包括許可」を取得することが可能である。言い換えると、経済産業省は、輸出管理内部規程を強固なものにするために、輸出者のビジネス拡大のインセンティブを与えているとも言える。

経済産業省は、CISTECと密に協力し、日本の輸出者の一人一人に合った輸出管理内部規程書を作成するために必要なツールと情報を提供している。その例の一つとして、いろいろなタイプの輸出者（製造業者、取引会社など）が存在することを考慮し、CISTECのHPには六つの異なる輸出管理内部規程書の見本が掲載され、輸出者が自分の組織や危険度（危険の予測・リスクの可能性の度合い）に応じて自分に合った形式を選択できるようになっている。また、経済産業省・CISTEC共催の『アジア輸出管理セミナー』では、一つのパネルディスカッション全部が、『輸出管理内部規程』の基本要素と有効性にあてられた。

## 日本の『輸出管理内部規程』から考察できること

すべての国が日本の『輸出管理内部規程』システムを取り入れることは現実的ではないと思われる。しかし、少なくともアメリカ及び諸外国は、輸出者、法律立案者や規定者が輸出管理に関して考慮するための指標として、これを有効に活用できるのではないだろうか。たとえば、日本の『輸出管理内部規程』は、少なくとも次の三つの重要性を提示している。

1. 他国の輸出者には、日本の『輸出管理内部規程』の法律と『輸出者等遵守基準』に定めている輸出管理遵守のための基本項目は、学ぶべきところがある。基本項目とは、管理体制、管理方法、維持管理の三つであり、おそらくどの国でも、安全のために輸出管理遵守のプログラムを設立していく基礎になり得るであろう。
2. アメリカ、および他のいくつかの国では、法律立案者や取締官は、企業が法律に違反した疑いがあり強制執行の対象になってからはじめて、その企業の監査に入り、監査結果を報告する。しかし、その時点ですでに、国家の安全はすでに損なわれている可能性がある。

一方、日本の法律では、経済産業省は企業が法律に違反する前に監査しその結果を報告するので、企業は、違反の可能性がある部分を改善する機会が与えられることになる。経済産業省はまた、CISTECが企業が使えるようにHPに載せている六つのタイプの遵守の見本の制作にも協力した。

日本のように正式な『輸出管理内部規程』システムを通すにしろ、そこまで正式ではないシステムを使うにしろ、企業と輸出管理当局が、強制措置や同意協定に至る前に、輸出管理遵守の実践のしかたについて、情報交換できることから得られるものは大きいはずである。

3. どんな輸出管理体制下にあっても、それぞれの企業に合った遵守の方法を施行することに多くの利点があることは、どの企業にも一目瞭然のはずである。そして、実際に、このような方法こそが、法律に違反したり、罰を受けたり、そのために受ける評判の低下などを防ぐためには一番有効なのである。

日本は、効率的な免許取得や政策規定者の HP への企業名の掲載を利用して、企業に輸出管理内部規程の設定と維持を徹底させることが可能であることを実証している。経済産業省の HP への名前の公表はまた、敵国に売るべきでないものを売ることを防ぐことにもつながる。アメリカその他の国の政策制作者たちは、現存する輸出管理の法律を改正する時、規制リストの改定に時間とお金を費やすより、産業界から適切な情報を得、日本の輸出管理システムに見られるこのような肯定的な側面を探求すべきである。

前述のように、日本は、過去 30 年、自らの輸出管理体制を強化し、アジア太平洋地域の近隣国が自国の輸出管理体制を強化するのを助けてきた。特に北朝鮮の動きにたきつけられたアジア太平洋地域の緊張が高まっている今が、アジアにおける輸出管理を考察し、軍用、軍民両用の製品や技術を安全に管理している日本のような国から学ぶのに、最適な時期なのではないだろうか。

-----  
ジェイソン・プリンス ([jeprince@hollandhart.com](mailto:jeprince@hollandhart.com))とスティーブン・ペラック ([swpelak@hollandhart.com](mailto:swpelak@hollandhart.com)) は、法律事務所、*Holland & Hart LLP* の国際貿易管理グループのパートナーである。プリンスは、現経済大臣である石原伸晃の副報道官を務め、第 23 回アジア輸出管理セミナーにオブザーバーとして招待された。ペラックは、2007 年から 2013 まで、アメリカ司法省の最初の輸出管理・禁輸執行国家コーディネーターを務めた。